

令和3年1月28日

指定障害福祉サービス事業者等 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

指定障害福祉サービス事業者等における指定更新申請に係る指定の有効期間が異なる  
場合の取扱いについて（お知らせ）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新については、障害者総合支援法第41条第1項及び同法第51条の2第1項において、6年ごとにそれらの更新を受けなければならない旨規定されており、本市では指定の有効期間の満了日が近づいたサービスについてのみ、対象事業者から更新の申請を受け付けているところです。

しかしながら、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期間が異なっている場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となるため、その更新ごとに申請書類や添付書類を準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっているのが現状です。

このことから、更新に係る事務手続きの効率化を図るために、同一事業所（下記「1」のとおり）において指定の有効期間が異なるサービスがある場合、指定の有効期間が最も早いサービスに合わせて、他のサービスの更新を行うことができるものとして取扱うこととします。

## 1 同一事業所の考え方

- ① 訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）
- ② 相談支援事業所（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援）
- ③ 多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ④ 短期入所を併設し、一体的に管理運営されている事業所（障害者支援施設、共同生活援助、同一建物で行う生活介護と短期入所）

(例)	居宅介護の指定の有効期間満了日：令和3年5月31日
	同行援護の指定の有効期間満了日：令和4年8月31日
	行動援護の指定の有効期間満了日：令和6年12月31日

上記3サービスを同時に更新する場合、居宅介護が指定の有効期間満了日が最も早いサービスとなるので…



(更新後)居宅介護の指定の有効期間満了日：令和9年5月31日	
(更新後)同行援護の指定の有効期間満了日：令和9年5月31日	(本来は令和10年8月31日)
(更新後)行動援護の指定の有効期間満了日：令和9年5月31日	(本来は令和12年12月31日)

となります。

## 2 本取扱いの適用開始日

令和3年4月1日以降に指定の有効期間が満了するサービスがある事業者を対象とします。

- ※ 本取扱いは、行うことができるとしたものであり、本取扱いによらず従来どおりそれぞれのサービスごとの指定の有効期間に基づいて更新することも可能です。本取扱いによる更新を申請する際は、事前にお電話等により当課へ連絡をお願いします。
- ※ 本取扱いの適用の有無にかかわらず、添付書類は、更新を申請するサービスごとに必要な書類を添付してください。

【担当】旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当） 電話：0166-26-1111 内線（5118, 5129） eメール：shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp
---